



令和7年12月10日

都市部都市計画課 ☎0823-25-3365

都市部住宅政策課 ☎0823-25-3390

内神町 斜面崩落に対する呉市の対応

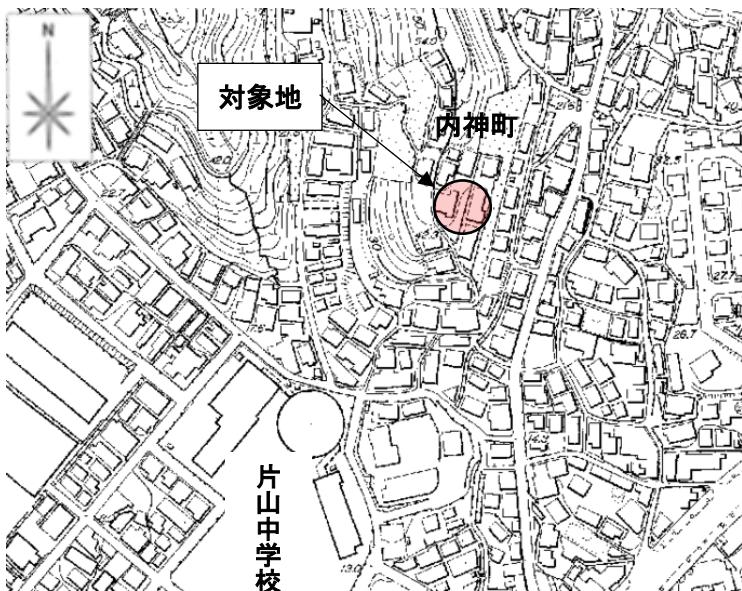
令和7年1月21日に発生しました呉市内神町の民地崖崩落につきましては、直ちに災害防止措置を講じる必要があるため、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第5項第3号の規定による特別緊急代執行を実施します。

なお、民地崖崩落による被害が生じております崖下の家屋について、危険な状態と見られるため、今後、地権者と協議するとともに行政代執行などの手法も含め対応を進めます。

特別緊急代執行（宅地造成及び特定盛土等規制法）

- | | |
|------------|---|
| 1 所在地 | 呉市内神町102-3 |
| 2 着手予定日 | 令和7年12月下旬 |
| 3 対象となる工作物 | 石積擁壁 |
| 4 執行の内容 | 応急対策工事（落石防護網の設置等） |
| 5 要する費用 | 特別緊急代執行に要する費用は所有者等が確知された後、当該所有者等に請求します。 |

位置図



状況写真

